（公印省略）

神健保医第979号

令和４年10月７日

関係団体、医療機関　各位

神戸市保健所長　楠　信也

「診療用放射線照射器具を永久的に挿入された患者の退出及び

挿入後の線源の取扱いについて」の改正について（周知依頼）

平素より本市の保健行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

標記のことについて、厚生労働省より通知がありましたのでお知らせいたします。

会員、職員等関係者に通知内容の御周知をいただきますようお願いいたします。

記

１　通知文

令和４年９月27日付医政地発0927第３号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知  
別添のとおり

２　概要

標記通知（平成30年７月10日付け医政地第0710第１号厚生労働省医政局地域医療計画課長）の別添として示された「診療用放射線照射器具を永久的に挿入された患者の退出及び挿入後の線源の取扱いに関する指針」が新旧対照表のとおり改正されたもの。

医務薬務課　医務担当

電話：078－322－6797

E-mail: imuyakumu@office.city.kobe.lg.jp